

(案)

平成18年 月 日

大阪府知事 齊藤 房江 様

大阪府地方独立行政法人評価委員会
委員長 奥林 康司

意 見 書

地方独立行政法人大阪府立病院機構に係る中期目標(案)について、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第25条第3項の規定に基づく大阪府地方独立行政法人評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

法第25条第1項の規定に基づく中期目標については、別添のとおりとすることが適当である。

以上

(案)

平成18年 月 日

大阪府知事 齊藤 房江 様

大阪府地方独立行政法人評価委員会
委員長 奥林 康司

意 見 書

地方独立行政法人大阪府立病院機構に係る業務方法書(案)、中期計画(案)及び役員の報酬等の支給基準について、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第22条第3項、同第26条第3項及び同第49条第2項の規定に基づく大阪府地方独立行政法人評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

- 1 法第22条第1項の規定に基づく業務方法書については、別添のとおり認可することが適当である。
- 2 法第26条第1項の規定に基づく中期計画については、別添のとおり認可することが適当である。
- 3 法第48条第2項の規定に基づく役員の報酬等の支給基準については、意見の申し出はない。

以上